

令和6年稲敷市農業委員会第11回総会

〔11月11日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程 7 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請
日程 8 議案第4号 農地法第5条（知事）
日程 9 議案第5号 現況証明（農委処分）
日程10 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程11 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程12 議案第8号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
日程12 議案第8号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君

6番	宮 本 信 夫 君	16番	飯 塚 治 正 君
7番	篠 崎 惣 壽 君	17番	坂 本 富 男 君
8番	村 松 清 美 君	18番	川 島 昇 君
9番	坂 本 和 夫 君	19番	根 本 脩 君
10番	村 山 文 雄 君		

欠 席 委 員

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 臣 哉 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	宮 本 祐 司 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	坂 本 証 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	久保田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年11月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん9名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は18番川島昇委員、1番吉田武委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。
議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出4件でございます。この届出は、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから10ページまでの17件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号10番、14番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書11ページから17ページまでの13件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から9番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号10番から13番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程５ 議案第１号 農地法第３条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第１号「農地法第３条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） １８ページをお開き願います。

議案第１号「農地法第３条（委員会）」

売買による所有権移転９件、贈与による所有権移転１件でございます。

申請番号１番 柴崎字下吉山、畑１筆、７９２㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号２番 須賀津字須賀津、田１筆、２，７７５㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号３番 四箇字四箇、田１筆、１，８００㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号４番 下根本字三ツ家、田１筆、４０６㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号５番 下根本字三ツ家、田１筆、５２２㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号６番 上之島字役前、畑１筆、５６㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号７番 桑山字浦向、畑１筆、４，０５３㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号８番 上須田字中神、畑１筆、１６２㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号９番 結佐字下結佐、田１筆、１，０５３㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号１０番 八千石字八千石、田１筆、１，２０９㎡についてでございますが、受人が自作地に隣接し耕作便利のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第１号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号１番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○２番（篠崎文夫君） ２番篠崎です。申請番号１番について、報告いたします。

１１月１日に濱田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター２台、田植機１

台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番、3番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○16番（飯塚治正君） 16番飯塚です。申請番号2番について報告いたします。

11月3日に原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は270日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

申請番号3番について報告いたします。11月3日に原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は180日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番、5番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。申請番号4番について、報告いたします。

11月7日に沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、軽トラック1台、野菜出荷用に軽バン1台を所有しております。水稻は、長戸北部営農組合と岡野氏に委託をしております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号5番について報告いたします。11月7日に沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具は、トラクター、田植機はリース、水稻の刈取り、乾燥調整は委託しており、委託先は下根本の足立氏となっております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号6番について、報告いたします。

11月5日に高城委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に畑作物を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、乾燥機1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。申請番号7番について、報告いたします。

11月8日に木村委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にイチゴを栽培している農地所有適格法人であります。農機具等の所有状況は、ハウス1棟、ハウス栽培に係る設備一式、育苗ハウス1棟を所有しております。農作業従事日数230日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番から10番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号8番について、報告いたします。

11月7日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は210日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして、申請番号9番について、報告いたします。11月7日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は180日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして、申請番号10番について、報告いたします。11月7日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。乾燥につきましては委託であります。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） 申請番号11番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第4条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 21ページをお開き願います。

申請番号1番 結佐字上結佐、田1筆の一部、964.74㎡についてですが、非線引き区域、農用地区域内にある農地であります。申請人は、当該地の周辺で水稻を栽培しておりますが、耕作面積の増加に伴い、作業の効率化を図る必要が出てきたため、農業用倉庫1棟、糶設置場、資材置場を建築する計画です。なお、申請地は農用地区域内ではありますが、稲敷市農業振興地域整備促進協議会で令和6年7月に用途変更が認められ、そのなかで定める農業振興地域整備計画で指定された用途、農業用施設に該当します。

申請番号2番 上之島字上ノ町、畑1筆、477㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の広がりのある集団の農地であることから第1種農地と判断しました。申請人は、当該地の周辺で水稻を栽培しておりますが、農機具を作業場へ収納しており、農繁期には外部に置いているため、農繁期でも収納できるよう、農業用倉庫1棟を建築する計画です、なお、第1種農地と判断した区域でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設に該当します。

これで議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号1番、2番について、去る7日、風間推進委員、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用倉庫用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 22ページをお開き願います。

申請番号1番から5番につきましては、同一事業の期間延長の申請のため一括での説明といたします。

清水字前浦、他9地区、田36筆、畑1筆、48, 246㎡で1筆の登記地目が原野となっておりますが、農地基本台帳に記載されております。令和3年9月総会、11月総会、12月総会、令和4年2月総会、10月総会で許可をした案件の期間延長のための事業計画変更でございます。圏央道の4車線化事業を行うため、一時的に現場事務所や資材置場などの工事用地として農地を一時転用しておりましたが、令和9年11月30日まで期間を延長するものでございます。なお、当該農地につきましては、以前総会にて許可していることから別紙審査表のとおり許可基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。

申請番号1番について、去る7日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、圏央道4車線化事業工事用地の期間延長であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番から5番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。申請番号2番から5番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、圏央道4車線化事業工事用地の期間延長であり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 27ページをお開き願います。

申請番号1番 神宮寺字馬場、畑2筆、936㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電、590Wパネル164枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 結佐字下結佐、畑1筆、187㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の広がりのある集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在三世代で同居しており、手狭となったことから自己住宅を建設するものであります。事業計画は木造平屋建て、122.45㎡の自己住宅を建設し取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号3番、4番は同一事業で権利種別が所有権および地上権でわかれているものであり、一括での説明といたします。古渡字寺台、畑2筆、1,194㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル162枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号5番、6番は同一事業で権利種別が所有権移転および地上権でわかれているものであり、一括での説明といたします。古渡字寺台、他1地区、畑3筆、647㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル162枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号7番 古渡字ゴアン前、畑2筆、1,579㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号8番 江戸崎字新山、畑1筆、1,728㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。585Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号9番 江戸崎字芝ヶ谷、畑1筆、1,039㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号10番 江戸崎字芝ヶ谷、畑1筆、1, 276㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。580Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号11番 高田字大畑、畑2筆、1, 039㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。585Wパネル188枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号12番 駒塚字山、畑1筆、1, 383㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。575Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号13番 高田字山中下、田2筆、1, 470㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。580Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号14番 幸田字宮前、畑1筆、1, 150㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号15番 市崎字中畑、畑3筆、1, 321㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。580Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号16番 西代字東田、畑1筆、391㎡についてですが、非線引き区域、農用地区域除外済み、土地改良区域除外済みの農地であり、10ヘクタール以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は三世代で同居しており、子供の出産に伴い、手狭になったことから、自己住宅を建築するものであります。事業計画は木造2階建て、97.71㎡の自己住宅を建設し取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号17番 江戸崎字芝ヶ谷、畑2筆、496㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で、周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は現在借家に居住しており、子供の成長に伴い、手狭になったことから、自己住宅を建築するものであります。事業計画は木造2階建て、60.28㎡の自己住宅を建設し取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。

申請番号18番 阿波崎字白畑、畑1筆、323㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で、10ヘクタール以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は申請地と隣接する自宅兼事務所で建設業を営んでおり、以前より当該地を資材置場として利用していたため、今回は正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

これで、議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号1番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号2番について、去る7日、風間推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番から7番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。申請番号3番から7番について、去る7日、鈴木推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番から10番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号8番から10番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号11番から13番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番(篠崎惣壽君) 7番篠崎です。申請番号11番から13番について、去る7日、木村推進委員と藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号14番、15番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番(山口和彦君) 15番山口です。申請番号14番から15番について、去る7日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。また、14番につきましては、近くに宅地がありますが、住人へはきちんと説明がされているそうです。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号16番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番(坂本和夫君) 9番坂本です。申請番号16番について、去る5日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号17番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番(埴本典勇君) 11番埴本です。申請番号17番について、去る7日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

申請番号18番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番(根本 脩君) 19番根本です。申請番号18番について、去る7日、黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本典勇君。

○11番（墳本典勇君）太陽光発電施設はいずれも雨水は敷地内浸透処理となっていますが、大雨の際にはそれで大丈夫なのでしょうか。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）土砂等が流れ出た際には業者に対応していただくしかないと考えます。

○11番（墳本典勇君）わかりました。

○議長（根本 脩君） その他ございませんでしょうか。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 33ページをお開き願います。

議案第5号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付3件でございます。

申請番号1番 高田字東入、畑3筆、1,311㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号2番 阿波崎字前畑、畑1筆、238㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号3番 阿波崎字羽黒、畑1筆、180㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。申請番号1番について、去る7日、宮本委員と藤巻推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号２番、３番について、わたくし根本より報告いたします。

○１９番（根本 脩君） １９番根本です。申請番号２番、３番について、去る７日、坂本富男委員と黒田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第５号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程１０ 議案第６号 基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第６号「基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。なお、申請番号１１番、１２番につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定に基づく議事参与の制限に、内田委員が該当いたしますので、１４番内田委員の退室を求めます。

（内田委員退室）

それでは、事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） ３４ページをお開き願います。

議案第６号「基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第９の３の（１）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、１５件、４１筆、１１０、７３５㎡、再設定が、９件、２２筆、８８、７１４㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第５号「基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。
それでは、14番内田委員の入室を認めます。

(内田委員入室)

日程11 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(宮本祐司君) 48ページをお開き願います。

議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

今回は、4件、16筆、60,032㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第8号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(宮本祐司君) 50ページをお開き願います。

議案第8号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が2件、4筆、10,717㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和6年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時00分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

18番 委 員 川 島 昇

1番 委 員 吉 田 武